

2014.10.01

檜原湿原のウメバチソウ、センブリ



ウメバチソウ(梅鉢草)
ユキノシタ科

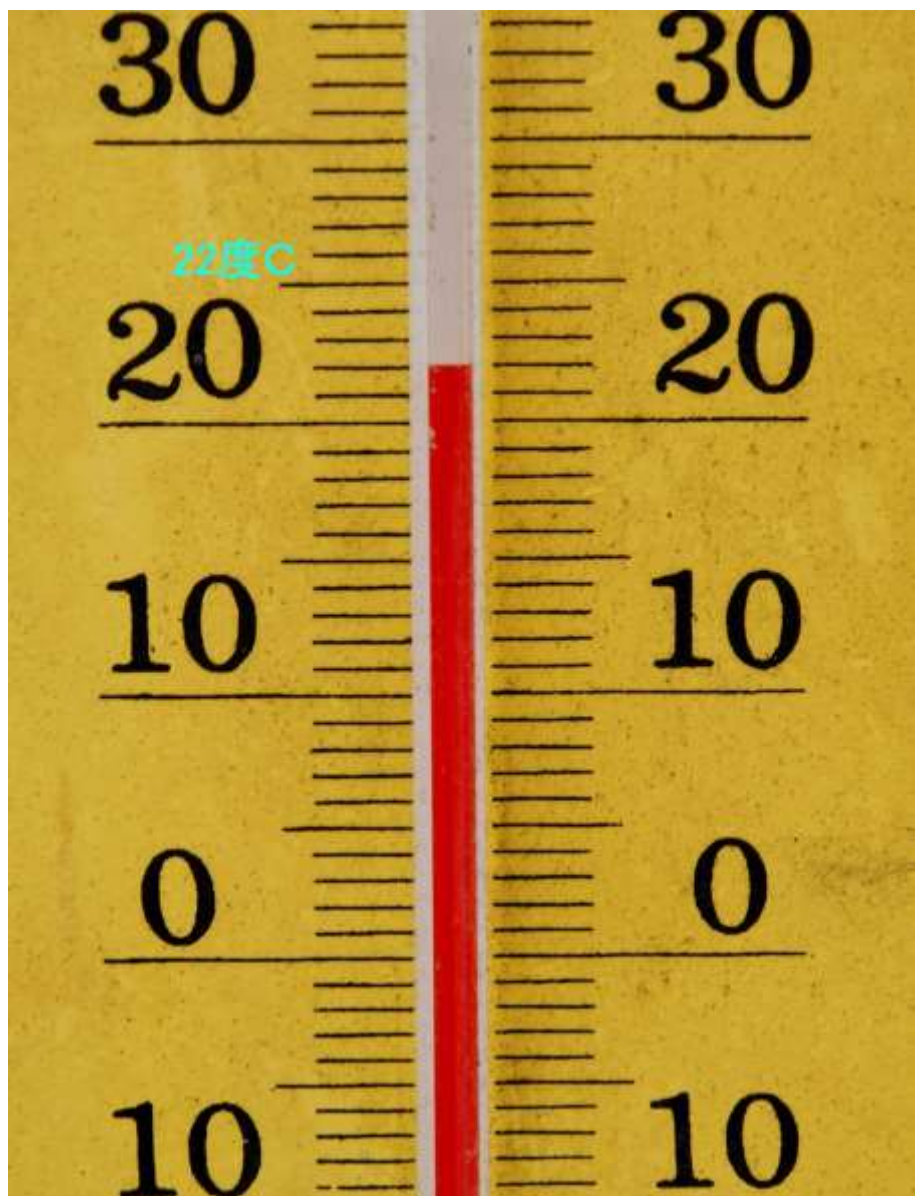


センブリ(年草)
リンドウ科

MONTHLY SCHEDULE

今咲いてる花

MONTH		MONTH	
1	ハイゴトミミコトアサ	17	アケボノソウ
2	サクラサテ	18	ツルニンジン
3	ミソハギ	19	サフヒヨドリ
4	ヒツジグサ	20	コカマ
5	アカバナ	21	マアザミ
6		22	ノコンギク
7	シラヤイギク	23	ネメバナスウ
8	ミゾソバ	24	アキノキリンソウ
9	シロツクリ	25	マヤコサ
10	サイヨウシヤジン	26	オギリソウ
11	ツルニニソウ	27	
12		28	サワギキョウ
13	オトコエシ	29	オミナエシ
14		30	
15		31	
16	サユバシギク 7/30		



絶滅危惧種を捕ることのインパクトは大きい

絶滅のおそれのある野生の動物種は、その希少さから、かえって「捕獲・採集」のターゲットになりやすくなっています。むやみに捕ること、その生きものも本当に絶滅させてしまいかねません。

Q どんな絶滅のおそれのある種が捕獲・採集されている？

A 商業目的や鑑賞目的で取引対象にされやすいのは、カエルやサンショウウオなどの両生類、トビやヤマガタなどの鳥類、淡水魚の仲間、カワウサなどの哺乳類、そして植物ではランの仲間などをはじめ、多岐にわたります。



Q 法律等で規制されていない生きものなら大丈夫？

A 規制されていない種でも、絶滅のおそれのある種に対して捕獲・採集が続くとわずかながら絶滅寸前になってしまうケースもあります。また、法律等で罰則を伴う規制がかかっている種[※]でも、保護されている程度が異なります。

※種の保存法(国の絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律)の別表第1及び別表第2

Q 生きものが減少する要因は何ですか？

A 要因として「開発」に決いて多いのが「捕獲・採集」です。商業目的や鑑賞目的で業者が集中的に大量捕獲・採集するケースも多く、生きものに大きな影響を与えています。



絶滅のおそれのある野生の動物種を将来にわたって残していくために、一人一人が「むやみに捕らない」意識を持とう！

Q レッドリスト種は希少なので欲しくなってしまうけど？

A その希少さゆえに、かえって商業目的や鑑賞目的での捕獲・採集の圧力が高まってしまいうケースがあり、結果的な打撃がなることがあります。数が少なくなってしまうものに対する捕獲・採集の影響も、よく考えなければなりません。



Q 絶滅のおそれのある種を守っていくには？

A 多様な生きものを将来にわたって残していくためには、私たち一人一人が協力する必要があります。商業目的の乱獲や盗掘が与える影響をよく考え、「むやみに捕らない」ことはとても重要です。

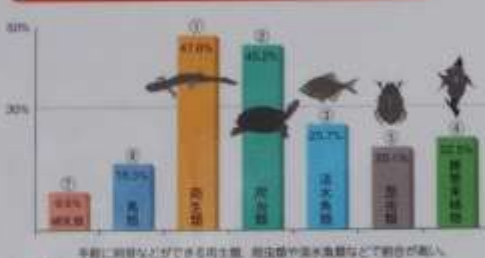
① 絶滅危惧種の代表的な減少要因



「開発」において「捕獲・採集」が大きな要因となっている。

※データの出どころは「国の絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律」の別表第1及び別表第2(環境省平成24年、25年)

② 捕獲・採集が減少要因として挙げられる種別の割合(推定値)



年間に絶滅危惧種にできる両生類、爬虫類や淡水魚類などで割合が高い。

環境省 自然環境部 野生生物課 希少種保全推進室
〒100-8302 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-3561-3331(代表)
ウェブサイト: 2014年3月

もっと詳しく知りたい人は
環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/>
ウェブサイトにお任せ <http://www.biodic.go.jp/rd/rd.html>

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

盗掘 乱獲

絶滅危惧種をさらに追いつめないで



3,597種

「野生生物が悲鳴をあげている」

日本の絶滅のおそれのある野生の動物種は、実に3,597種にもなります。絶滅のおそれを高める要因の1つは、私たち人間による「捕獲・採集」です。商業目的や鑑賞目的による乱獲や盗掘は、絶滅に次ぐ減少要因になっています。

※環境省(環境省)は、「国の絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律」(別表第1及び別表第2)に基づき、絶滅のおそれのある種をレッドリストに分類しています。盗掘や乱獲が与える影響は、その種に固有な影響を及ぼす可能性があります。

商業目的の乱獲や盗掘による絶滅・採集が減少する種は多くあります。絶滅のおそれのある種に「むやみに捕らない」意識を持ってもらうことも大切です。

環境省

かし ばる しつ げん
檜 原 湿 原

檜原湿原は県の自然環境保全地域
に指定されています。
この地域での動植物の損傷や採取
を**禁止**しています。

自然環境保全のためマナーを守って観察されるようお願いします。



 佐賀県
<http://www.pref.saga.lg.jp/>

佐賀県条例により、
トキソウ等は採取禁止です。
違反すると、
五十万円以下の罰金等に
処せられます。



ウメバチソウ(梅鉢草) ユキノシタ科



ウメバチソウ(梅鉢草)
ユキノシタ科



ウメバチソウ(梅鉢草) ユキノシタ科



ツルリンドウ(蔓竜胆) リンドウ科









ムラサキミミカキグサ(紫耳搔草) タヌキモ科





ヒツジグサ(未草) スイレン科



サワギキョウ(沢桔梗) キキョウ科





アカタテハ
ノダケ(土当帰、野竹)セリ科



アカタテハ

ノダケ(土当帰、野竹)セリ科



ノコンギク(野紺菊) キク科



ミゾソバ(溝蕎麦) タデ科



ミゾソバ(溝蕎麦) タデ科





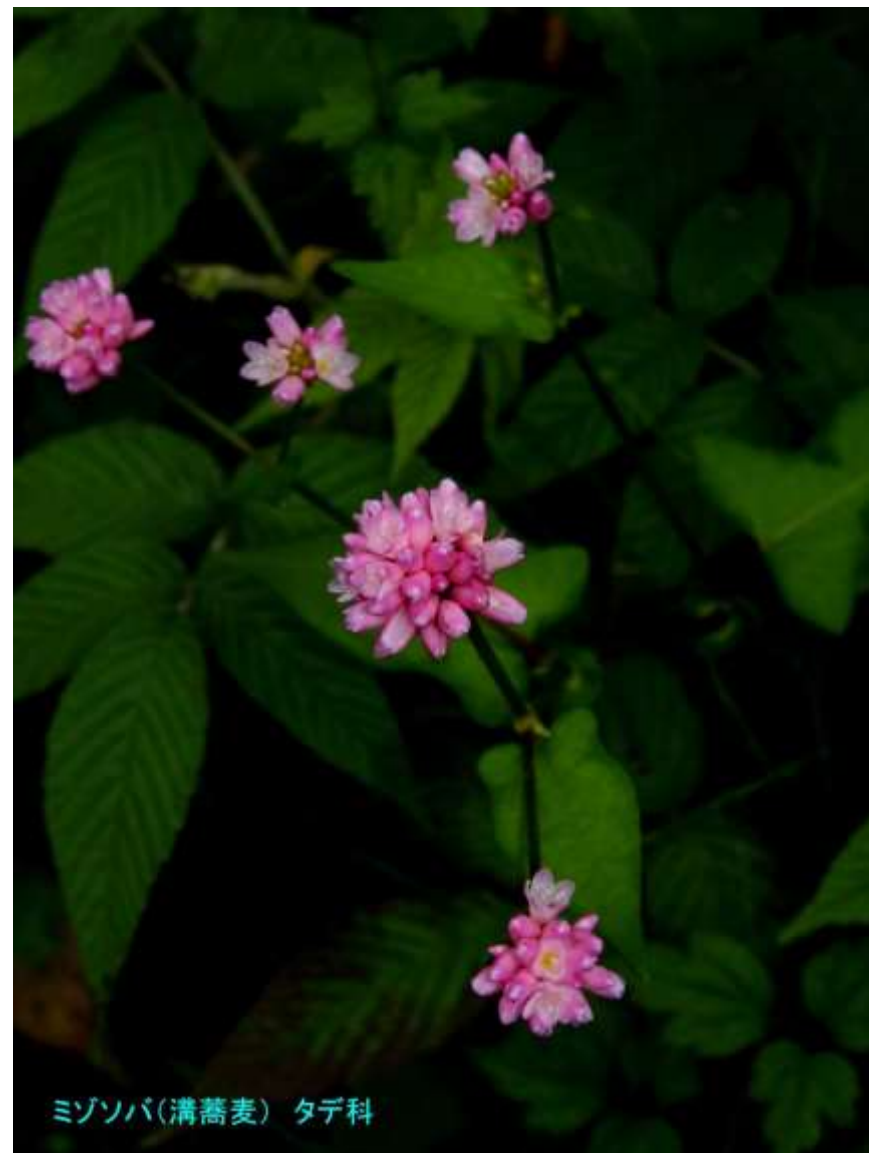


ヒメキンミズヒキ(姫金水引)
バラ科



ネジバナ(振花) ラン科
別名:モジバナ(振花)

番外編 長野峠～檜原湿原の車道脇の山野草





ミゾソバ(溝蕎麦) タデ科



ミゾソバ(溝蕎麦) タデ科



ミゾソバ(溝蕎麦) タデ科



ミゾソバ(溝蕎麦) タデ科